

5. 最後ノ附表等ノ如シ等ノ記載ニ付テハ本分中ノ記載スルコト
6. 附表別紙等ノ如シ等ノ記載セキモノアリ
月日、氣象、宿營地、其他記事中重要ナル事項ヲ摘記シ見出シトス(作要ニテ)
7. 部隊長精神訓話實施セラルル等ノ一十時ヨリ精神訓話ヲ實施スル区ノ如ク記載スルコト(三所三例)
8. 別紙及附表ニ各々一連番號ヲ附スルコトス
別紙第一(四六三所二例九十五中) 附表第一
9. 隨ニ準據(所)異動(所)等ノ誤字アリ

兩後紙數ニハ
表紙ヲ計上スルコト

附圖案

利

陣中日誌記載上ノ注意事項

五九、八、二七
山第三四七六部隊

各隊陣中日誌記載主任者ハ作戰要務令中陣中日誌ニ關スル項ヲ熟讀頑味シ其ノ要諦ヲ把握シ以テ之ガ記載ニ際シテハ日誌作製ノ目的ニ合セシムルヲ要ス

即チ該主任者ハ記載要領、記載事項、記載順序等ニ關シテ宜シク創意工夫ヲ凝ラシ單ナル羅列ニ情スルコトナク適宜取捨選擇シ日誌即各隊歴史ナルヲ思ヒ常に潑刺タル記載ニ努ムルヲ要ス苟モ一定ノ形式ニ拘ル其ノ目的ヲ逸スルガ如キコトアルヘカラス

日誌記載上ノ細部、注意左ノ如シ

- 一 各本隊本部ハ本部自隊ノ日誌ニアラズ大隊ノ日誌タルモノナレバ大隊内全般ノ諸事項ヲ記載スルヲ要ス
- 二 記載内容ニ於テ各隊ノ實施セシ行事ノハ止ラズ形而上下共ニ記載シ所見或ハ實施事項ニ關スル其ノ結果或ハ成績等ヲ適宜附記シ各隊ノ現況ヲ明カナラシムルヲ要ス(志氣、現昇健康狀態等)
- 三 駐屯地ノ人員現員等變化移動ナキトキハ記載スルニ及ハス
- 四 人員ノ移動記載要領ハ作要四部三、九、五項ヲ研究スベシ特ニ上級部隊タル本部ニ於テ然リ
- 五 特記事項ナキ日ハ記載スルニ及ハス

五日命ノ記載ハ不要ナリ但自己部隊ニ關係ナル重要事項ハ此ノ
限リニアラス

六 受領セル上司命令及下達セル命令等ハ其ノ要旨日ノニ記載シ
必要ナラザル項目ハ省略シ又其ノ重要ナル事ハ記載ヲ充ルヘカラス

七 記載要領ニ於テ覺書程表モナリ、文章記載要則タル
簡明、趣旨ヲ誤ラサルヲ要ス

八 各隊隊名ハ編成ニ基テ固有各名ヲ使用シ、ハ隊等ハ使用スベカラス
十 記載順序ニ於テ不充分ナルモノアリ重要ナル事項ヨリ或ハ經過セ

順序ニ記載スル等其ノ時ニ應ジテ適宜取捨スベシ
十一 記載順序ニ於テ左ノ番號、附シテ一例

一、
二、
三、

一、
二、
三、

一、
二、
三、

一、
二、
三、

十三編成表 職員表ヨリ七一。現在及八一。現在トシテ同日、所ニ押入スベシ



陣中日誌、記載並ニ提出ニ関スル指示 昭元九二〇
山三四七六

首題、件ニ関シ左記ノ如ク定メラル
追テ七八月分ハ九月二十日迄ニ部隊本部ニ提出セラレ度
七八月分ハ別冊ニ製本トス

左記

一 提出要領

陣中日誌ハ毎月部隊本部ニ於テ各隊ノモノヲ取纏メ進達ス之ヲ為
特殊ノ事由ナリ限リ毎月盡日記載終了後翌月三日迄ニ部隊本
部ニ製本提出スルモノトス

二 調製要領

調製範圍ハ作戰要務令第三部第三十二項ニ示サタル部隊トス
英國直轄、各監視隊交通哨等、之ヲ作製スルモノトス
例 戦隊、右將台各監視哨、知花第三交通哨等

又製本 各單位毎ニ依級トシ各隊固有各名ヲ記入ス
且表題ノ記載要領左記ノ如シ

軍事極秘
自昭和十九年九月一日
至昭和十九年九月三十日
陣中日誌

部隊固有各

調製不要

三取扱区分 軍事極秘トス

四其、他
記載に關しては過般印刷配布セル事項ヲ嚴守ス外特ニ左記事項ニ注意ス

一書体ハ楷書ニテ 記載ニ誤字 脱字等ナキコト
二本日誌ハ上可ニ進達スヘキモノナルニ付製本ニガリテハ汚損セザルコト
三裏表紙 進達区分ハ記載スルニ及バズ

又各大隊本部並ニ各部ハ部隊陣中日誌資料ヲ毎月十日、二十日、末日ニ
部隊本部ニ提出スルモノトス 但用紙ハ及古紙ニ鉛筆書ニテ可

三九月分陣中日誌ハ別ニ指示スル迄原稿ノミニ止メ置クコト

陣中日誌作製ニ關スル所見並ニ指示 昭五二〇七六

一九月分陣中日誌作製ニ關スル所見

第一大隊本部

一附表附圖等ハ番號ヲ附シ最後ニ取纏ムルヲ可トス

第一中隊

一主要事項ハ上欄ニ摘記スルヲ要ス

第二中隊

一記載要領可ナリ 先月指示ニ依リ要スルハ日々一行宛空クルヲ可トス

第三中隊

一九月六日 日命中香取寅雄ハ虎男ノ誤リ

又先月指示ニ依リ日々一行宛空クルヲ可トス

第四中隊

一九月五日 日命中韓慶トルハ編入ノ誤リ

又本分中何某曹長等ト記載スルモノ名ハ鬼メテ曹長何某ト記載スルヲ可トス

第一機關銃中隊

一機關銃最上トナリタルモノヲ提出セルモ 控トフスヲ要ス

二別紙ハ番號ヲ附スヲ要ス

第一歩兵砲小隊

ノ誤字脱字多シ例 監督 難教少尉 發射 擊滅 戦訓 休イテ 衛生 防衛等
又青インク等ニテ訂正セラルヲ要ス

第二大隊本部
ノ氣象ハ必ズ記載スルヲ要ス
又九月二十日 廣瀬武男ハ夫ハ誤リ

第五中隊
ノ九月五日七項中 D 薪炭集得作業 池魚[※] 第²⁴中隊等ハ略字ノ使用箇所
適當トス
ノ氣象ハ必ズ記載スルヲ要ス

第六中隊
ノ九月五日三項中 轉屬トアルハ編入ノ誤リ
之何某上等兵トアルハ上等兵何某ト記載スルヲ可トス

第七中隊
ノ氣象ハ必ズ記載スルヲ要ス
又勉メテ固有部隊名ニテ記載スルヲ可トス
ノ特記事項ノ字句ハ不要

第八中隊
ノ主要事項ハ上欄ニ摘記スルヲ要ス
又人名ハ勉メテ曹長何某ト記載スルヲ可トス
ノ調製要領可ナリ

第三機關銃中隊
ノ九月一日二項中 發^ハ發^ハ九月四日一項中 擊滅^ハ滅^ハ手投^ハ投^ハ九月七日一項中
抗^ハ坑^ハ誤リ
ノ記載要領可ナリ

第三步兵砲小隊
ノ免^メ所見ノ判決等記載スルヲ要ス
步兵砲大隊本部
ノ楷書ニテ記載スルヲ要ス

ノ誤字ノ高見澤義大ハ美^ニ一層注意ヲ起スル如ク各隊長ニ示達ス等
ノ陣地構築作業發育査檢^ハ築城査閲^{ナラン}

第一步兵砲中隊
ノ表紙中 取隊ト 畧字ニテ記載セルハ不可ナリ
又附表ハ番號ヲ附スルヲ要ス

ノ記事ノ重要ナル事項ハ上欄ニ摘記スルヲ要ス
第二步兵砲中隊
ノ表紙中 備事極秘ノ字句ヲ紙片ヲ添付シ訂正セラル適當トス

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

